

広陵町路面性状調査業務委託に係るプロポーザル募集要領

広陵町都市整備部都市整備課

令和7年6月

広陵町路面性状調査業務に係るプロポーザル募集要領

1 目的

広陵町路面性状調査業務委託（以下「本業務」という。）は、当町が管理する道路の維持修繕及び維持管理の基礎資料とするため、舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）に基づき、詳細点検として路面の性状（ひび割れ）と区画線を調査し、広陵町個別施設計画（舗装）の更新を行うための業務を行うものです。

舗装点検に係る点検技術は新技術の発展等により、様々なものがあるため、当町が設定する条件を満たす点検技術を任意に選択した上で、より品質の高い業務成果をとりまとめることを目的に、公募型プロポーザルを実施します。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 広陵町路面性状調査業務委託
- (2) 業務の内容 別紙「広陵町路面性状調査業務委託 特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）のとおり
- (3) 履行期限 令和8年2月27日（金）
- (4) 業務限度額 7,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 受託候補者の選定

本業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式により行います。

広陵町路面性状調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により非公開で審査を実施し、受託候補者一人及び次席者（優先順位を付します。）を選定します。

4 応募資格

参加者の応募資格は、参加表明書の提出日現在において以下の要件を満たす者（共同企業体は不可）とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続きをしていない者であること。
- (4) 広陵町暴力団排除条例（平成23年12月広陵町条例第8号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (5) 過去5年間の地方公共団体との契約において、路面性状調査業務を誠実に履行した実績があること。
- (6) 配置予定の管理技術者及び照査技術者については、次のいずれか一つ以上の資格を有していること。

<資格>

- 1) 技術士（総合技術管理部門（建設））
- 2) 技術士（建設部門（道路））
- 3) R C C M（道路部門）
- 4) 上記1）又は2）と同等の能力と経験を有する技術者（国土交通省「建設コンサルタント登録規程」第3条第1号ロの規定により認定された技術者）

5 スケジュール

	内容	期日等（令和7年）
(1)	公募型プロポーザル公告	6月12日（木）
(2)	質問書の提出期限	6月19日（木）
(3)	質問に対する回答	6月25日（水）午後5時を目処に広陵町公式ホームページにて公表
(4)	参加表明書等の提出期間	6月26日（木）から7月2日（水）まで
(5)	技術提案書等の提出期間	7月3日（木）から7月9日（水）まで
(6)	プレゼンテーション・ヒアリング	7月15日（火） 1社30分程度 ※日程が都合により変更となる場合は、事務局から提案事業者へ個別に連絡します。
(7)	選定結果の通知	7月下旬頃 予定

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出すること。また、件名を「広陵町路面性状調査業務委託に係る質問」としてください。

なお、電話及び口頭による質問には回答いたしません。

- (1) 提出先 広陵町都市整備部都市整備課 toshika@town.nara-koryo.lg.jp
- (2) 提出期限 令和7年6月19日（木）午後5時まで
- (3) 質問回答 令和7年6月25日（木）午後5時を目処に広陵町公式ホームページに掲載

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、自らが参加資格を有していることをあらかじめ確認の上、次に定める書類を作成し提出してください。

なお、参加資格を有しない場合は、失格となります。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ 会社概要書（第2号様式）
- ウ 実績調書（第3号様式）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期間

令和7年6月26日(木)から7月2日(水)まで

(各日午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。)

(4) 提出場所

「12 問い合わせ先(事務局)」のとおり。

(5) 提出方法

事務局へ直接持参、郵送又は電子メールで提出してください。郵送とする場合は、簡易書留等の配達過程を記録できるものにより提出期間内必着とします。電子メールによる提出は、提出期間内であれば曜日・時間に制限はありません。ただし、電子メールを送付後、事務局まで到着確認をしてください。電子メールで提出する書類のファイルはPDFとしますが、書面をPDF化する場合は、内容が鮮明に読み取ることができるようにしてください。

8 技術提案書等の提出

技術提案書は、次に定める書類を作成し、提出してください。

(1) 提出書類

ア 技術提案書提出届(第4号様式)

イ 業務実施体制表(任意様式 A4用紙1枚以内)

本業務を実施するに当たり、特記仕様書(第6条 技術者)にあるとおり、次の技術者を必ず明記した業務実施体制表を作成してください。

<技術者>

1) 管理技術者 1名(資格要件を必ず記載してください。)

2) 照査技術者 1名(資格要件を必ず記載してください。)

3) 担当技術者 3名以上(8名までとします。)

また、本業務に携わる者の関連業務実績及び保有資格(資格要件以外のものを含みます。)等を記載してください。ただし、管理技術者及び照査技術者にあっては、参加表明書等の提出の日以前に3箇月以上の雇用関係にあることが条件となります。(健康保険証等の雇用が証明できる書類を添付してください。)

ウ 実施スケジュール(任意様式 A4用紙1枚以内)

本業務を実施するに当たり、業務開始日(7月末予定)から業務完了までの実施スケジュールを作成してください。

エ 業務提案書(任意様式 A3用紙 4枚以内)

業務提案書は以下の構成とし、次の業務提案書に係る留意事項を確認し、作成してください。

1) 表紙(任意様式 A3用紙 1枚以内、横置き、横書き、片面印刷)

2) 提案書(任意様式 A3用紙 3枚以内、横置き、横書き、片面印刷)

<業務提案書に係る留意事項>

- (ア) 技術提案書は、使用するフォントの大きさは10.5ポイント以上としてください。
- (イ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、分かりやすい記載を心がけてください。
- (ウ) 技術提案書には、特記仕様書に示す内容を踏まえて、次の内容について記載してください。
- ・仕様書第4条 舗装点検に関する提案
 - (1) 沿道画像撮影 (2) ひび割れ評価
 - (3) 区画線評価 (4) 路面性状評価図の作成
 - ・仕様書第5条 広陵町個別施設計画(舗装)の更新に関する提案
 - ・その他、独自の提案
- (エ) 特記仕様書 第4条2. 舗装点検に記載のとおり、点検支援技術性能カタログ(国土交通省) R7年4月のうち、どの技術を採用しているか「技術名」を明記すること。

オ 見積書(第5号様式)

- 1) 見積金額には消費税及び地方消費税相当額を含めてください。
- 2) 特記仕様書に基づく業務内容による見積金額としてください。
- 3) 見積金額には独自提案に係る経費も含めてください。

(2) 提出部数

正本1部、PDFデータ

(3) 提出期間

令和7年7月3日(木)から7月9日(水)まで

(各日午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。)

(4) 提出場所

「12 問い合わせ先(事務局)」のとおり。

(5) 提出方法

事務局へ直接持参、郵送又は電子メールで提出してください。郵送とする場合は、簡易書留等の配達過程を記録できるものにより提出期間内必着とします。電子メールによる提出は、提出期間内であれば曜日・時間に制限はありません。ただし、電子メールを送付後、事務局まで到着確認をしてください。電子メールで提出する書類のファイルはPDFとしますが、書面をPDF化する場合は、内容が鮮明に読み取れるようにしてください。

(6) その他

ア 提出された技術提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。

イ 技術提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、当町から指示した場合を除きます。

ウ 次のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書等を無効とします。

- 1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- 2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- 4) 見積金額（税込）が業務限度額を超えている場合

9 審査方法及び審査基準

提出された技術提案書等に基づくプレゼンテーション等により審査を行います。

(1) 審査日及び会場

令和7年7月15日（火）（予定）

広陵町役場庁舎3階 大会議室

※ 詳細については、令和7年7月11日（金）までに個別に電子メールにて連絡します。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- 1) プレゼンテーション・ヒアリングの時間は、1事業者につき30分(プレゼンテーション15分、ヒアリング15分)程度とします。
- 2) プレゼンテーション・ヒアリングへの出席者は総括責任者を含め3名以内とします。
- 3) 提出した技術提案書に基づきプレゼンテーションしてください。提案内容をパワーポイント等において表現する場合は、PC等を持参してください。大型モニター（75インチ）HDMIケーブル及び電源は当町で準備します。（パワーポイント及びPC等の使用は必須ではありません。）

(3) 審査方法

審査方法は、審査委員会が別表「広陵町路面性状調査業務委託 プロポーザル審査項目及び配点（以下「審査項目」という。）」に示すとおり、各項目の点数評価を行います。合格基準点は60点以上とします。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価点が高かった者を優先交渉権者とし、評価点が2番目に高かった者を第2位優先交渉権者とします。

合計得点が同点の場合は、審査項目のうち区分「提案内容等に関する評価」の審査点を比較して点数の高い提案者を優先交渉権者とする。それでもなお同点となる場合は、見積金額を比較して額の低い提案者を優先交渉権者とします。

また、提案事業者が一者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば優先交渉権者とします。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、提案のあった全ての事業者に対して、令和7年7月下旬頃、文書により通知します。結果通知後の他法人等や自らの評価点数など、選考結果の詳細についての問い合わせにはお答えできません。

(6) 優先交渉権者決定後の手続き

優先交渉権者の決定後、契約締結に向けて業務の詳細な内容について、提案内容を踏まえた協議を行います。協議の結果、契約に至らなかった場合は、第2位優先交渉権者と契約締結に向けて協議を行います。

1 0 その他

- (1) 技術提案書等の作成、応募及び本プロポーザルに要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 技術提案書等の提出後に辞退する場合、辞退届(第6号様式)を提出してください。
- (3) 本プロポーザルについて、次の条件のいずれかに該当する場合は失格となります。
 - 1) 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
 - 2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - 3) 応募者が契約締結までの間に応募資格を有しなくなった場合
 - 4) 一者による複数の提案があった場合
 - 5) 本実施要領に定める手続、方法を遵守しない場合

1 1 プロポーザルの取り止め

参加表明書等の提出者又は技術提案書等の提出がない場合は、本プロポーザルを取り止めます。

1 2 問い合わせ先（事務局）

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷 583 番地 1

広陵町 都市整備部 都市整備課 担当：倉光・谷川

電話 0745-55-1001

ファックス 0745-55-3517

電子メール toshika@town.nara-koryo.lg.jp